

訪問看護重要事項説明書（訪問看護・予防訪問看護）

1. 訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	株式会社ミストラルサービス
代表者氏名	代表取締役 渡辺 哲也
本社所在地	京都府福知山市長田大野下 2737 番地 12 電話：0773-20-2221 FAX：0773-20-2224
法人設立年月日	平成 10 年 3 月 27 日

2. 訪問看護ステーションの概要

事業所名称	訪問看護ステーション ミストラル城陽
事業所所在地	京都府城陽市寺田乾出北 46-2 T タウン B 棟 105 号室 電話：0774-56-8877 FAX：0774-56-8866
代表者名	管理者 深井 恵子
事業所番号	2 6 6 2 8 9 0 1 2 4
サービス提供地域	城陽市・宇治市・京田辺市・久御山町 ※その他地域も相談可
その他	第三者評価の実施状況 なし

3. 事業の運営方針

- (1)心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2)事業の実施にあたっては、保健所、市長村、医療機関、ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3)質の高い訪問看護サービスを提供するため、職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は必要に応じて対応
営業時間	午前 9 時～午後 5 時 上記時間以外も電話対応や緊急訪問など 24 時間対応

5. 職員体制

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者(看護師)	1 名		従業員の管理及び業務の一元的な管理
看護師	4 名	1 名	医師の指示に基づき、訪問看護サービスの提供
事務員		1 名	通信連絡事務及び請求業務等

※ 2024 年 6 月 1 日時点。人員は随時増減することがあります。管理者は看護師と兼任。

6. サービス提供・内容

医師の指示書や居宅サービス計画または介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン」とします。）に基づき訪問看護計画書を作成し、計画内容に沿って以下のサービスを提供します。

①看護介護行為

- ・バイタルチェック、状態観察（血圧・体温・脈拍・酸素飽和度測定、心身の状態観察）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（服薬管理や指導、生活上の注意事項・食事・排泄に関する対策や指導）

- ・精神的支援
- ②医療処置的行為
 - ・創傷及び褥創処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管管理ケア
 - ・腹膜還流装置・透析液供給装置管理ケア
 - ・中心静脈栄養管理・輸液・ポンプ管理
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・気管切開（気管カニューレ挿入中）の管理ケア
 - ・喀痰の吸引・管理ケア
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア（浣腸・摘便など）
- ③リハビリテーション
 - ・関節可動域訓練、筋力低下や拘縮予防運動
 - ・呼吸リハビリテーション
 - ・嚥下訓練、言語リハビリテーション
 - ・移乗・歩行などの生活リハビリテーション
- ④介護者への支援
 - ・介護方法の指導・介護福祉などの社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリ方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する方法など
 - ・介護者の健康相談・助言

7. 利用料金

介護保険を適用した場合の単位数、利用料金(目安)は以下の通りです。

・基本利用料

【要介護の場合】

6級地：10.42円

	単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314単位	3271円	328円	655円	982円
30分未満	471単位	4907円	491円	982円	1473円
30分以上1時間未満	823単位	8575円	858円	1715円	2573円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	11753円	1176円	2351円	3526円

【要支援の場合】

6級地：10.42円

	単位	金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303単位	3157円	316円	632円	948円
30分未満	451単位	4699円	470円	940円	1410円
30分以上1時間未満	794単位	8273円	828円	1655円	24482円
1時間以上1時間30分未満	1090単位	11357円	1136円	2272円	3408円

・その他の加算

	単位	回数
早朝/夜間加算	所定単位数の25%	1回につき
深夜加算	所定単位数の50%	1回につき
緊急時訪問看護加算	574単位	月1回
長時間訪問加算	300単位	1回につき

特別管理加算(Ⅰ)	500 単位	月 1 回	
特別管理加算(Ⅱ)	250 単位	月 1 回	
ターミナルケア加算	2500 単位	死亡月に 1 回	
初回加算	(Ⅰ) 退院(所) 日当日	350 単位	初回のみ
	(Ⅱ) 退院(所) 日翌日以降	300 単位	初回のみ
退院時共同指導加算	600 単位	1 回につき	
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	月 1 回	
複数名訪問加算(30 分未満)	254 単位	1 回につき	
複数名訪問加算(30 分以上)	402 単位	1 回につき	

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額は全額ご負担いただきます。また、介護保険対象外のサービスも全額実費となります(例：死後処置 15,000 円など)。自費サービスをご利用される場合は別途ご説明させていただきます。

8. 交通費

サービス提供地域の方は無料です。但し、以下の場合は交通費が必要となります。

- ・訪問車やバイクを使用し、サービス提供地域を超えた地点から 10 km 以上の場合 1,000 円

9. 利用料金の支払い方法

毎月月末締め、翌月 15 日頃に請求書を郵送します。お支払いは口座からの自動振替となります。ご希望により現金支払い、口座振込も対応しますが、月末までにお支払いをお願いします。お支払い確認後に領収書を発行します。領収書は医療費控除の還付請求の際に必要なため、必ず保管をお願いします。

10. サービスのキャンセル

利用者の都合でキャンセルを希望される場合は、前日 17 時までにご連絡下さい。キャンセル料は不要です。それ以降のご連絡によるキャンセルはキャンセル料 1,000 円となります。(ご利用者様の容態急変など、緊急やむを得ない場合はその限りではありません)

11. 利用料・その他費用の滞納について

正当な理由なく利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合、及び利用料を支払わない場合は、30 日間以上の猶予期間を定めて、契約を解除する旨を勧告することがあります。

12. サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

契約終了を希望される 7 日前までにご連絡いただくことで、契約を解除することが出来ます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、7 日以内でも契約を解除することが出来ます。

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業者側にやむを得ない理由がある場合は、利用者に対して契約終了 1 ヶ月前までにその理由を示した文章を通知することにより、契約を解除することが出来ます。

13. 緊急時の対応

サービス提供中に体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を講じます。

14. 事故発生時の対応・損害賠償

サービス提供中に事故が発生した場合は、主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族・居宅介護支援事業者・市町村等にも連絡します。また、利用者や家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、損害賠償を速やかに行います。(但し、損害の賠償は、事業者の加入する損害賠償保険の範囲内とする)

事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険
保険名	全国訪問看護事業協会 訪問看護事業者賠償責任保険

15. 感染症対策・衛生管理等

新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染を疑う症状を認めた場合、及び診断が確定した場合は、速やかに事業所に連絡してください。他の利用者の健康に与える影響を考慮し、訪問の順番を変更させていただくことがあります。

事業所では感染に関する責任者を選定し、感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整備、研修及び訓練を定期的を実施します。

16. 身体拘束・虐待の防止

利用者の生命や身体に危険が生じるなど、やむを得ない事情がある場合を除き、原則、身体拘束は行いません。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

事業所では虐待防止に関する責任者を選定し、虐待の防止に関する指針の整備、研修を定期的を実施します。

17. 事業継続計画の策定

事業継続計画を策定し、平時より他の事業所との連携・協力体制を構築、研修及び訓練を定期的を実施します。非常時には計画内容に沿って対応しますが、気象庁による特別警報発令、地震や洪水等の大規模災害により事業所運営が極めて困難な場合には、訪問及び緊急時対応の中止、医療依存度の高い利用者の訪問を優先的に行うことがあります。

18. 相談・苦情

利用者及び家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

【虐待及び苦情等相談の窓口】

事業所	訪問看護ステーション ミストラル城陽 担当者 (深井 恵子)	京都府城陽市寺田氏乾出北 46-2 TタウンB棟 105号室 TEL：0774-56-8877 FAX：0774-56-8866 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
市町村	城陽市役所 高齢者支援課 福祉保健部高齢介護課 高齢福祉係	京都府城陽市寺田東ノ口 16 TEL：0774-56-4031 FAX：0774-56-3999 受付時間 8：30～17：15 (土日祝は休み)
	宇治市役所 健康福祉部地域福祉 障害福祉課	京都府宇治市宇治琵琶 33 TEL：0774-21-3141 FAX：0774-21-0406 受付時間 8：30～17：15 (土日祝は休み)
	京田辺市役所 保健福祉障害福祉課	京都府京田辺市田辺 80 TEL：0774-64-1373 FAX：0774-63-5777 受付時間 8：30～17：15 (土日祝は休み)
	久御山町役場 社会福祉課	京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 TEL：075-631-9902 FAX：075-632-5933 受付時間 9：00～17：15 (土日祝は休み)
	京都府国民健康保険団 体連合会	京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀町 620 TEL：075-354-9090 FAX：075-354-9055 受付時間 9:00～17:00 (土日祝は休み)

19. 秘密の保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

20. サービス利用にあたっての禁止事項

- ・事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録画等を無断で SNS 等に掲載すること。

21. リスク説明

当事業所では、利用者様が快適な在宅生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- (1) 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋骨損傷の恐れがあります。
- (2) 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- (3) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- (4) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- (5) 加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (6) 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患・身体状況及び服用されている薬の影響により、体調不良・急変・急死される場合もあります。十分ご留意お願い申し上げます。

22. 訪問に関する留意事項

- (1) 職員は常に身分証を携帯し、利用者やご家族より提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- (2) 職員がお茶、お菓子、お礼や品物等を受け取ることは、事業所として禁止しています。
- (3) 貴重品や金銭の管理は、利用者やご家族で行っていただき、職員が出入りする場所や時間帯に置くことは極力避けて下さい。
- (4) 大切なペットの安全を守るためにも、訪問中はケージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれた場合、治療費のご相談をさせていただく場合があります。
- (5) 緊急時対応は、連絡をいただいた時点からご自宅に向かいます。電話で聞き取りした内容から状態を把握し、あらゆる状況を想定して準備を整えて向かうため、多少の時間を要します。生命に関わる危機的状況であると判断した場合は、ご相談の上、その場で救急搬送の手配を行うことがあります。
- (6) 在宅看取りの場合、往診の医師が 24 時間対応でないことがあります。その場合、夜間の死亡確認は翌朝 8 時以降になることがあります。看護師は夜間でも対応可能です。

- (7)貸出物品は訪問終了時に回収しますが、状況により後日引き取りになることもあります。
- (8)人工呼吸器、在宅酸素、吸引器等の医療機器をご使用の場合、停電に備え、バッテリーのレンタルや購入をお勧めしています。ご用意がない場合でも可能な限りの対応は行いますが、医療機器停止による生命の危機には責任を負うことができません。
- (9)職員に対して、利用者や家族からの暴力、ハラスメント行為を認めた時は、直ちにサービスを中止します。状況の改善や理解が得られない場合、契約を解除することがあります。
(叩く・蹴る・怒鳴る・暴言で威嚇する・身体を押さえつける・鍵を閉める・進路や業務の不当な妨害・性的な発言・不必要な露出・身体を触る・卑猥な画像を見せるなど)
- (10)感染症の流行及び大規模災害、雪、台風、大雨、体調不良、交通事情などによりサービス時間を大幅に変更及び、数日間ご利用を中止させて頂くことが御座います。
(利用者様・同居のご家族様・当該職員も含む)

(以下空白)

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住所	〒610-0121 京都府城陽市寺田乾出北 46-2T タウン B 棟 105 号室		
	名称	訪問看護ステーション ミストラル城陽		
	説明者	(印)		
	電話番号	0774-56-8877	FAX	0774-56-8866

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容に同意し、十分に理解した上で介護保険を使用した訪問看護の利用に同意します。

令和 年 月 日

ご利用者	住所	〒		
	氏名	(印)		
	電話番号	()	-	

ご家族・代理人	本人との関係			
	住所	〒		
	氏名	(印)		
	電話番号	()	-	

緊急時訪問看護	令和 年 月 日 同意する・同意しない	(印)
---------	---------------------	-----